

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料率の見直しについて～

■ 保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっていきます。平成28年・29年の新しい保険料率は、次のとおりです。

<p>● 均等割 (被保険者が等しく負担)</p>	<table border="1"> <tr><td>平成26・27年度</td></tr> <tr><td>(年間) 51,472円</td></tr> </table>	平成26・27年度	(年間) 51,472円	⇒	<table border="1"> <tr><td>平成28・29年度</td></tr> <tr><td>(年間) 49,809円 (1,663円減)</td></tr> </table>	平成28・29年度	(年間) 49,809円 (1,663円減)
平成26・27年度							
(年間) 51,472円							
平成28・29年度							
(年間) 49,809円 (1,663円減)							
<p>● 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)</p>	<table border="1"> <tr><td>平成26・27年度</td></tr> <tr><td>10.52%</td></tr> </table>	平成26・27年度	10.52%	⇒	<table border="1"> <tr><td>平成28・29年度</td></tr> <tr><td>10.51% (0.01ポイント減)</td></tr> </table>	平成28・29年度	10.51% (0.01ポイント減)
平成26・27年度							
10.52%							
平成28・29年度							
10.51% (0.01ポイント減)							
<p>● 賦課限度額 (1年間の保険料の上限)</p>	<table border="1"> <tr><td>平成26・27年度</td></tr> <tr><td>57万円</td></tr> </table>	平成26・27年度	57万円	⇒	<table border="1"> <tr><td>平成28・29年度</td></tr> <tr><td>57万円 (変更なし)</td></tr> </table>	平成28・29年度	57万円 (変更なし)
平成26・27年度							
57万円							
平成28・29年度							
57万円 (変更なし)							

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

平成27年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (26万円×世帯主以外の被保険者)
2割軽減	33万円 + (47万円×世帯の被保険者数)



平成28年度より

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (26万5千円) ×世帯主以外の被保険者
2割軽減	33万円 + (48万円) ×世帯の被保険者数

◆ 保険料の計算方法 (平成28年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<p>均等割 【1人当たりの額】 49,809円</p>	+	<p>所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成27年中の所得－33万円) × 10.51%</p>	=	<p>1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)</p>
--------------------------------------	---	---	---	---

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成28年度の保険料額は、7月中に個別にお知らせします。

■ 保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合		平成28年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	⇒	4,980円	約 200円減
33万円	8.5割軽減	⇒	7,471円	約 300円減
33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	⇒	24,904円	約 800円減
33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	⇒	39,847円	約 1,300円減

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和26年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

■ 年間保険料額の例

● 単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成28年度	前年度比
80万円	9割	—	4,900円	200円減
153万円	8.5割	—	7,400円	300円減
168万円	8.5割	5割	15,300円	300円減
194万円	5割	5割	46,400円	900円減
194.5万円	5割	5割	46,700円	16,300円減
211万円	2割	5割	70,300円	1,300円減
215万円	2割	—	105,000円	1,400円減
216万円	2割	—	106,000円	11,700円減

● 夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成28年度	前年度比
80万円	夫	9割	—	4,900円	200円減
	妻		—	4,900円	200円減
153万円	夫	8.5割	—	7,400円	300円減
	妻		—	7,400円	300円減
168万円	夫	8.5割	5割	15,300円	300円減
	妻		—	7,400円	300円減
211万円	夫	5割	5割	55,300円	900円減
	妻		—	24,900円	800円減
220万円	夫	5割	—	95,300円	900円減
	妻		—	24,900円	800円減
221万円	夫	5割	—	96,300円	16,400円減
	妻		—	24,900円	16,200円減
262万円	夫	2割	—	154,400円	1,400円減
	妻		—	39,800円	1,300円減
264万円	夫	2割	—	156,500円	11,700円減
	妻		—	39,800円	11,600円減

お問い合わせ先

● 北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話 011-290-5601

● 日高町役場
保険年金課 保険医療・介護・年金グループ
電話 01456-2-6561